

平成 28 年 11 月 22 日
株式会社日本政策金融公庫

**株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務において
不適切な手続による貸付が行われた事案について**

1. 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）鹿児島支店において、一部の職員が、顧客から受領した試算表等を自ら書き換えて危機対応貸付を行っていた事実が判明したと、本日付で商工中金から主務省に対して届出が行われました。

財務省及び経済産業省は、本事案が危機対応業務に合致しない貸付が行われた可能性があるとした上で、本事案に関し、商工中金に対して、（1）徹底調査と原因の究明、（2）調査結果を踏まえた必要な対応の実施、（3）再発防止策の策定等の指示をしたものと承知しています。

2. 当公庫においても、商工中金から同様の報告を受けており、商工中金による調査の結果を踏まえた上で、必要な場合には主務省と協議のうえ対応することと致します。